

第 6 次守口市総合基本計画

後期基本計画

(素案)

守口市

後期基本計画

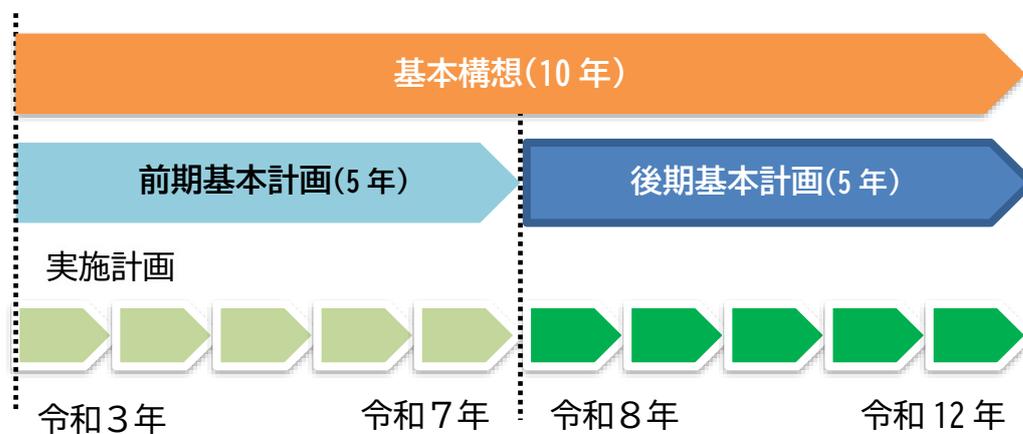
1. 基本計画とは

基本計画は、まちの将来像を実現するための方向性や、その方向性に基づく施策などを定めるもので、基本構想における将来都市像を実現するための5つのまちづくりの目標のもと、27の施策ごとに「5年後の守口像」や「評価指標」、「施策を取り巻く状況」「5年後の守口像実現に向けた現状と課題」「主な取組」などを示したものです。

計画期間は基本構想と同じ10年間であり、前期基本計画と後期基本計画からなり、急速に社会経済環境等が変化していく状況を踏まえ、10年間の中間期である令和7（2025）年度に基本計画の見直しを図り、「後期基本計画」として策定します。

2. 後期基本計画の計画期間

後期基本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。



3. 前期基本計画の評価

基本構想に定める5つのまちづくりの目標の実現に向け、前期基本計画では、27の施策ごとに、その施策分野における「5年後の守口像」とその達成のための「評価指標」を設定しました。

前期基本計画の計画期間中においては、毎年度、施策ごとの評価指標の達成状況や、取組内容の進捗状況を把握してきました。前期基本計画の評価として、「5年後の守口像」の達成に向けた「評価指標」の達成度（令和7（2025）年度見込を含む。）を巻末に記載します。

4. 後期基本計画の施策の体系

将来都市像の実現に向けて、前期基本計画と同様に、以下の27の施策に沿って取組を進めます。基本構想に定める5つのまちづくりの目標の実現に関わる主な施策を下表の●で示します。

まちづくりの目標と各施策とのつながり

まちづくりの目標		1	2	3	4	5	ページ数
		子どもや若い世代が夢を育めるまち 	一人ひとりが自分らしく活躍できるまち 	安全に安心して暮らせるまち 	市民が誇れる魅力あるまち 	持続可能な都市づくりを進めるまち 	
施策1	子ども・子育て支援	●	●	●			6
施策2	青少年	●		●			8
施策3	学校教育	●		●		●	10
施策4	教育環境	●		●			12
施策5	人権平和・多文化共生	●	●	●			14
施策6	男女共同参画		●	●			16
施策7	健康		●	●			18
施策8	地域福祉		●	●		●	20
施策9	障がい者福祉		●	●			22
施策10	高齢者福祉		●	●			24
施策11	コミュニティ活動				●	●	26
施策12	市民協働		●		●	●	28
施策13	生涯学習・スポーツ		●				30
施策14	文化		●		●		32
施策15	防災・減災・縮災			●			34
施策16	消防・救急			●			36
施策17	防犯	●		●			38
施策18	都市空間			●	●		40
施策19	住まい			●			42
施策20	緑・花・公園		●		●	●	44
施策21	道路・交通		●	●	●		46
施策22	上下水道			●		●	48
施策23	地域産業		●		●	●	50
施策24	魅力創造・発信				●		52
施策25	環境				●	●	54
施策26	行財政運営					●	56
施策27	公共サービス					●	58

各施策の構成と内容

後期基本計画は、27の施策ごとに見開き2ページで、以下のような構成・内容としています。

●まちづくりの目標のアイコン
基本構想に定める、まちづくりの目標と当該施策とのつながりを表示しています。

●5年後の守口像

令和12(2030)年度内に実現を目指す守口市での暮らしや活動の姿です。
文頭の番号は、評価指標や現状と課題と共通です。

●評価指標

「5年後の守口像」に対応して、その実現状況を測るためのモノサシとして設定しています。
後期基本計画においては、前期計画と同様、数値での目標設定は行わず、矢印によって「目指す方向」を示すこととしています。

●施策を取り巻く状況

●5年後の守口像の実現に向けた現状と課題

施策を取り巻く状況や現状と課題を記載しています。

施策1：子ども・子育て支援

5年後の守口像

1. 市民が互いに支えあい、安全・安心な環境下で、全ての子育て家庭がゆとりを持ち、子どもの豊かな成長を願いながら子育てを楽しんでいます。
2. 個々の様々な不安や悩みについての相談や必要な支援が、妊産期から子育て期まで総合的に行われ、全ての子育て家庭が安心して子育てをしています。
3. 質の高い教育・保育の提供により、受け入れ施設において、子どもが笑顔で過ごしています。保護者も安心して子育てをしています。

【評価指標】

評価指標	目指す方向
1. ゆったある母親	↑
2. 妊婦か一の専門	↑
3. 4月1	→

施策を取り巻く状況

・合計特殊出生率の低下が見込まれています。国において、希望出生率1.8の実現に向けて、結婚・妊娠・出産・子育てについての支援施策を推進しています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

1. 保護者は、子育てによって自分の時間がなく、また出費もかさむため、子育てに関して十分なゆとりがない状態です。また、気軽に子育てについて相談できる相手が身近におらず、不安や孤立感を抱えている人もいます。安全・安心な子育て環境に向けて、子育て情報の提供や相談、保護者同士の交流の場などの整備をさらに進めることが課題です。
2. 個々の家庭は、多種多様な事情を抱えており、経済的に困窮している家庭など、支援を必要とする家庭が増加しています。虐待の通告件数が増加するとともに、重篤なケースも増加傾向にあり、複雑で多種多様な要因が絡み合っていることから、関係機関との連携が重要です。しかし、学校や認定こども園など一つの機関のみが対応し、支援体制が脆弱な場合も存在しており、支援者や関係機関との連携によるサポート体制の充実が課題です。
3. 施設利用を希望しながら、利用できない児童がいるため、就労できない保護者がいます。保護者の就労や多種多様な保育ニーズに対応するため、保育の質の向上や保育の受け皿が必要ですが、受け皿を担う保育人材が不足しているため、受け皿を担う保育人材確保が課題です。

6

施策1の記載
内容が固まり
次第、差し替え
予定

●SDGs のアイコン

当該施策に関わる目標のアイコンを表示しています。

主な取組

1. ゆとりある子育て環境

- ・子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもや妊産婦に係る各種医療費助成や幼児教育・保育の無償化を引き続き実施します。
- ・地域の子育て力の向上を目指し、市民同士が子育てを支えあう環境を構築するため、支えあい意識の醸成を図るよう啓発活動に取り組みます。
- ・「もりランド」をはじめ市内各所にある地域子育て支援拠点施設や認定こども園等において、保護者同士の交流も深めることができるよう、子どもの遊びの場の提供や子育ての相談支援を引き続き実施します。
- ・子育て世帯が安心して出かけられるよう、赤ちゃんの駅の設定促進や地域子育て支援拠点事業の充実を図ります。

2. 妊娠期から子育て期

- ・子どもの育ちに関する妊娠期から子育て期
- ・妊娠届出時の面接など
- ・虐待を防止するための
- ・虐待防止の体制を一
- ・をとり、地域全体で

3. 子どもの健やかな育

- ・保育のニーズ量に合
- ・子どもが豊かに育つ
- ・質向上に必要な支援
- ・ひとり親家庭等を支
- ・放課後児童クラブを利用する全ての児童が安全・安心に過ごせるよう、児童の健全育成に向けた取組を充実するため、放課後児童クラブの支援員の資質向上や環境づくりに取り組みます。
- ・親が子どもと過ごす時間を確保しながら無理なく仕事を続けることができるようワークライフバランスを実現するため、市内企業等に対しテレワークの利用促進や各種制度の周知を行います。

施策1の記載
内容が固まり
次第、差し替え
予定

もりグッド

●0歳からの幼児教育・保育の無償化（市独自）

全国トップレベルの子育て家庭にやさしいまちの実現を目指し、子育て世代の負担軽減と定住促進のため、平成 29(2017)年 4 月から、世帯の所得に関係なく 0 歳から 5 歳児の幼児教育・保育の無償化を実施しています。平成 30(2018)年 12 月に実施したアンケート調査では、9 割の子育て家庭から施策に対して、肯定的なご意見をいただいています。



▲幼児教育・保育の無償化（イメージ）

●主な取組

左ページで課題として示した内容等に対応するための主な取組を記載しています。

●もりグッド

守口市において、既に実施している取組を紹介しています。



施策1 子ども・子育て支援

5年後の守口像

- 1 市民が互いに支えあい、安全・安心な環境下で、全ての子育て家庭がゆとりを持ち、子どもの豊かな成長を願いながら子育てを楽しんでいます。
- 2 個々の様々な不安や悩みについての相談や必要な支援が、妊娠期から子育て期まで総合的に行われ、全ての子育て家庭が安心して子育てをしています。
- 3 質の高い教育・保育の提供により、受け入れ施設において、子どもが笑顔で過ごしています。
保護者も安心して仕事や豊かな子育てができています。

評価指標

指標名	初期値	目指す方向
1. ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	79.6%(R6年度)	↗
2. 妊娠期及び出産後にこども家庭センターの専門職による面談等を受けた人の割合	99.5%(R6年度)	↗
3. 4月1日時点の未利用児童数（厚労省定義の待機児童はゼロを堅持）	未利用児童数：229人 (R7年度) 待機児童数：1人 (R7年度)	↘

施策を取り巻く状況

- ・令和5(2023)年に「こどもまんなか社会」の実現を目標にこども家庭庁が設置され、地域の状況に合わせた柔軟な対応や、こどもたちとその家庭に寄り添う具体的な施策展開が自治体に求められています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

1. 保護者は、子育てによって自分の時間がなく、また出費もかさむため、子育てに関して十分なゆとりがない状態です。また、気軽に子育てについて相談できる相手が身近におらず、不安や孤立感を抱えている人もいます。安全・安心な子育て環境に向けて、子育て情報の提供や相談、保護者同士の交流の場などの整備をさらに進めることが課題です。また、市内のこどもの人口の減少は現状では小幅にとどまっているものの、今後も緩やかに減少していくものと見込まれており、子育て世帯の定住促進につながる施策展開が課題です。
2. 個々の家庭は、多種多様な事情を抱えており、経済的に困窮している家庭など、支援を必要とする家庭が増加しています。また、虐待の通告件数が増加するとともに、重篤なケースも増加傾向にあり、複雑で多種多様な要因が絡み合っていることから、関係機関との連携によるサポート体制の充実が課題です。
3. 保育施設の利用を希望していながら、利用できない保護者がいます。保護者の就労や多種多様な保育ニーズに対応するため、保育の質の向上や保育の受け皿が必要ですが、これを担う保育人材が不足しているため、保育施設における保育人材確保が課題です。また、共同親権導入などの民法改正を踏まえ、養育費や親子交流など、共同養育のより一層の理解促進が課題です。

主な取組

1. ゆとりある子育て環境

- ・子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもや妊産婦に係る各種医療費助成や幼児教育・保育の無償化を引き続き実施するとともに、**定住促進につながる新たな施策についても検討を進めます。**
- ・**地域における子育て力の向上を目指し、市民同士が子育てを支えあうファミリー・サポート事業の充実など、地域の子育て支援活動への支援に取り組みます。**
- ・**地域子育て支援拠点施設**や認定こども園等において、保護者同士の交流も深めることができるよう、子どもの遊びの場の提供や子育ての相談支援を引き続き実施します。
- ・子育て世帯が安心して出かけられるよう、赤ちゃんの駅の設置促進や地域子育て支援拠点事業の充実を図ります。

2. 妊娠期から子育て期までの総合的な相談・支援

- ・子どもの育ちに関するワンストップ相談窓口である**こども家庭センター「あえる」**にて、妊娠期から子育て期までの全ての子育て家庭に対し、総合的な相談・支援を行います。
- ・妊娠届出時と**出生後の面談や乳幼児健診**など、あらゆる機会を通じて、様々な不安や悩みについての相談や必要な支援を行います。
- ・虐待を防止するため、オレンジリボン活動を通じて、全ての市民に対して、「No 虐待」という意識を醸成します。
- ・虐待防止の体制を一層強化するため、子どもや子育て家庭に対する支援を行う関係機関と密に連携をとり、地域全体で支える包括的支援体制を構築します。

3. 子どもの健やかな育ちと仕事・家庭の両立

- ・保育のニーズ量に合わせた受け皿・サービスを確保するために、必要な整備を行います。
- ・子どもが豊かに育つ環境を整えるため、教育・保育の質の向上に向け、保育教諭等の人材確保や資質向上に必要な支援を行います。
- ・ひとり親家庭等を支援するため、各種助成や、自立を促進する施策の充実に取り組みます。
- ・**こどもの最善の利益に基づいた養育費の確保や安全・安心な親子交流の取決めの促進に向けて、関係機関との協力体制の構築に取り組みます。**
- ・放課後児童クラブを利用する全ての児童が安全・安心に過ごせるよう、児童の健全育成に向けた取組を充実するため、放課後児童クラブの支援員の資質向上や環境づくりに取り組みます。
- ・親が子どもと過ごす時間を確保しながら無理なく仕事を続けることができるようワークライフバランスを実現するため、**大阪府等とも連携し、市内企業等に対しテレワークの利用促進や各種制度の周知を行います。**

もりグッド

0歳からの幼児教育・保育の無償化（市独自）

全国トップレベルの子育て家庭にやさしいまちの実現を目指し、子育て世代の負担軽減と定住促進のため、平成 29(2017)年 4 月から、世帯の所得に関係なく 0 歳児から 5 歳児までの幼児教育・保育の無償化を実施しています。平成 30(2018)年 12 月に実施したアンケート調査では、9 割の子育て家庭から施策に対して、肯定的なご意見をいただいています。



▲幼児教育・保育の無償化（イメージ）



施策2 青少年

5年後の守口像

- 1 行事や体験活動を通じて、青少年が心身ともに健やかに育っています。
- 2 家庭・学校・地域をはじめ、関係機関が連携して青少年を見守ることなどにより、健全な環境の中で青少年が健やかに育っています。
- 3 青少年に対する教育等により、インターネット等でのトラブルや薬物乱用についての正しい知識をもち、巻き込まれることなく健やかに育っています。

評価指標

指標名	初期値	目指す方向
1. 青少年活動団体補助金交付団体数 青少年育成指導員連絡協議会と協力し実施する行事や体験活動への参加人数 市広報誌等を活用した青少年育成指導員の活動報告や募集の掲載数	20 団体(R6 年度) 4,030 人(R6 年度) 2 件(R6 年度)	↗
2. 青少年健全育成協力数 「こども 110 番の家」運動協力家庭数 「少年を守る店」運動協力店舗数	1,364 件(R6 年度) 370 件(R6 年度)	↗
3. パトロール等の非行防止に関する啓発活動の実施回数	3 回(R6 年度)	↗

施策を取り巻く状況

- ・青少年を取り巻く社会経済環境は、少子化、核家族化、デジタル化、グローバル化、価値観の多様化など、様々な要因によって大きく変化しており、ニート、ひきこもり、不登校、いじめ、薬物使用をはじめとする非行など、青少年自身はもちろん家庭や教育現場においても悩みや生きづらさを抱くことが増加してきています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

1. 青少年育成指導員連絡協議会と協力しながら、こどもまつりやスポーツ大会等、青少年の相互交流や活動の機会を提供しています。これらの活動の中心を担う青少年育成指導員の高齢化が進んでおり、新たな担い手の確保が課題です。
2. 青少年の健全育成のため、「こども 110 番の家」運動協力家庭や「少年を守る店」運動協力店舗が青少年の見守りをを行っています。世帯形態の変化や個人商店の減少等の環境変化に対応し、協力家庭や協力店舗を引き続き確保していくことが課題です。
3. 青少年を取り巻く環境変化に対応し、青少年の健全な成長を阻害する有害情報や、薬物乱用から青少年を守る取組を促進することが課題です。



主な取組

1. 地域による青少年育成活動の支援

- ・青少年育成指導員連絡協議会と協力しながら、こどもまつりやスポーツ大会等、青少年の相互交流や活動の機会を引き続き提供するとともに、より多くの人に参加してもらえるよう、その内容を検討するほか、募集に係る手法についても検討します。
- ・市広報誌等を活用し、青少年育成指導員の活動報告や募集を行うとともに、関係団体に働きかけを行うことで、新たな担い手の確保に繋がります。
- ・青少年の健全育成活動に取り組んでいる団体の財政面での負担を軽減するため、「青少年関係団体補助金制度」により、活動経費を補助します。
- ・学生ボランティアや青少年の育成活動を目的とした NPO 法人など多様な主体との連携を図ります。

2. 青少年を見守るネットワークの形成

- ・地域コミュニティ協議会や町会、学校、警察など関係機関と連携し、青少年の見守りのネットワークを強化するとともに、「こども 110 番の家」及び「少年を守る店」運動に安心して協力していただける環境づくりを行うことで、参加協力数の増加に繋がります。
- ・「こども 110 番の家」運動協力家庭数の減少に歯止めをかけるため、青少年育成指導員連絡協議会と協力し、マンション等の集合住宅等にも参加協力を呼びかけます。
- ・「少年を守る店」運動協力店舗の減少に歯止めをかけるため、青少年育成指導員連絡協議会と協力し、市内のコンビニエンスストアや大手チェーン店等にも参加・協力を呼びかけます。

3. 有害情報や違法薬物等から青少年を守る取組の推進

- ・青少年育成指導員と協力して、インターネット上の有害情報の危険性を周知啓発するとともに、有害情報や有害アプリの起動をブロックするフィルタリング機能の利用やスマートフォン利用に関するルールづくりの促進等に取り組むことで、安全な利用環境での青少年の適切なインターネット利用に繋がります。
- ・危険ドラッグ等から青少年を守るために、守口地区保護司会や青少年育成指導員と協力して危険性を周知します。

もりグッド

守口市こどもまつりの開催

「こどもの日」を記念し、子どもたちがいきいきと遊べる場を創り出すとともに、子どものあそびや生活を捉え直し、子どもをめぐる地域の大人や青年の協力関係をより発展させることを目的に、「守口市こどもまつり」を青少年育成指導員連絡協議会との共催により開催しています。



▲令和5（2023）年度守口市こどもまつりの様子



施策3 学校教育

5年後の守口像

- 1 小中一貫教育を通して、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、子どもたちが自ら学習課題に取り組み、自らの考えを深めたり広げたりしながら、確かな学力を身につけています。
- 2 多様な人材・機関と連携しながら、互いを思いやり認め合う人間関係づくりや、より良い運動習慣や生活習慣の定着を通して、豊かな人間性と健康や体力を身につけています。
- 3 学校と地域、就学前施設、高校や大学、企業等との連携・協働による様々な体験を通じて、子どもたちが地域や社会をよくするために何ができるか主体的に考える力を身につけています。

評価指標

指標名	初期値	目指す方向
1. 「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」の肯定的回答 ・「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」の肯定的回答	小：80.2%(R6年度) 中：85.0%(R6年度) 小：84.3%(R6年度) 中：87.0%(R6年度)	↗
2. 「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う」の肯定的回答 ・「運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツは大切なものである」の肯定的回答	小：71.4%(R6年度) 中：79.1%(R6年度) 小男子：92.8%(R6年度) 小女子：87.1%(R6年度) 中男子：90.1%(R6年度) 中女子：81.5%(R6年度)	↗
3. 「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」の肯定的回答	小：79.5%(R6年度) 中：71.4%(R6年度)	↗

施策を取り巻く状況

- ・「主体的・対話的で深い学び※1」を実現し、学習指導要領が示す資質・能力を育成するためには、新たに学校における基盤的なツールとなる ICT を効果的に活用し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び※2」と、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び※3」の一体的な充実が図られることが求められています。
- ・加速度的に変化し、複雑で将来を予測することが困難となることが予想されるこれからの社会(中教審答申(平成28(2016)年12月)において、すべての子どもが主体的に社会にかかわり力を発揮することができるようにするため、1人ひとりに合った多様な学びを実現することが求められています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

1. 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、「めざす守口の教育」に掲げる授業改善の推進と自立した学習者の育成に取り組んでいます。1人1台端末等も活用しながら、子どもが自ら課題に向き合い、他者と協働して学びを深められるよう、中学校区では子どもの9年間を見通した合同研修も行っています。就学前の学びと小学校での学びを円滑につなぐこと、また、組織的な授業改善と教員の資質向上が課題です。
2. 子どもたちが自他をかけがえのない存在として大切にできるよう、健康な体と豊かな心を育てています。自然災害をはじめ、犯罪やネット上のトラブル、いじめ問題など、子どもの安全を脅かす事象が多様化・複雑化するなか、防災教育や情報モラル教育等の推進が課題です。
3. 子どもの豊かな成長を支えるため、学びの場の確保や地域の方々および大学や企業との交流を通し、様々な教育活動を展開できる地域ぐるみで子どもを支える体制づくりが課題です。



主な取組

1. 児童生徒の学力向上

- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、1人1台端末を活用しながら、子どもたちの個別最適な学びと協働的な学びの充実を図るため、組織的な校内研究を行います。また、子どもたちが、就学前から小学校教育に向けて、段差無くスムーズに学ぶことができるよう取組を進めます。
- ・小中一貫教育に基づき中学校区合同授業研究会を行います。また、研究の成果や日々の実践は中学校区だけでなく全校で共有し、すべての教員の指導力向上を図ります。
- ・ICT環境、学校図書館やメディアセンター等の施設環境を活用し、子どもたちの多様な学びを支えるとともに、学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）をバランスよく育みます。

2. 命を守る・心豊かに生きる力の育成

- ・地元企業等による出前授業や社会人講話、職場体験活動を実施するとともに、自己の将来を具体的に考えることができるよう、キャリアパスポートを効果的に活用します。
- ・自然災害や犯罪等、またいじめなどの人権侵害事象に対して、子どもたちが自ら考え行動する力、命を守る力、心豊かに生きる力を育むため防災、人権、情報モラル等の取組を進めます。
- ・災害や事件、人権侵害事象等においては、子どものケアを最優先とし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、関係諸機関と連携します。
- ・専門性のある外部人材を活用する等、子どもたちが運動やスポーツの魅力に触れる機会を増やすとともに、外遊びの励行、家庭でできる運動の例示など、日常的な運動習慣づくりに取り組みます。

3. コミュニティ・スクールを核とした特色ある学校づくりの推進

- ・地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校運営協議会が教育課程の編成をはじめとした学校運営に関与します。
- ・学校運営協議会を通して、保護者や地域の方による学校支援を充実します。
- ・自然災害や犯罪等の危機において、子どもの安全を確保できるよう、学校・家庭・地域や関係諸機関と連携します。
- ・地域、就学前施設、高校や大学、企業等との連携による体験活動を充実させ、主体的に社会に関わろうとする子どもを育てます。

もりグッド

不登校の子どもへの心の支えに！ 守口市学生フレンド

学生フレンドの活動は、学校に行きたくても行けない子どもたちと、一緒に遊んだり勉強したり、話し相手や相談相手となりながら「よき友」として心を和らげ、学校復帰と社会的自立への援助を行っています。



▲学生フレンド イメージイラスト

※1「主体的・対話的で深い学び」…学ぶ意味と自分の人生や社会の在り方を主体的に結びつけていく主体的な学び。多様な人との対話や先人の考え方（書物等）で考えを広げる対話的な学び。教科等の特質に応じた見方や考え方を働かせて思考・判断・表現し、学習内容の深い理解につなげる深い学び。
 ※2「個別最適な学び」…子ども一人一人の興味関心や学習特性を踏まえながら、「主体的・対話的で深い学び」を通じた資質・能力の育成を、誰一人取り残さず全ての子どもに実現できるようにしていくための学び
 ※3「協働的な学び」…探究的な学習や体験活動などを通じ、子ども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、必要な資質・能力を育成する学び



施策4 教育環境

5年後の守口像

- 多様な教育活動に対応できる**教育環境**の整備に向けた取組により、子どもたちの学習への意欲が高まり、活気に満ち溢れた教育活動が展開されています。
- 学校施設の点検や通学路の安全確保などの取組みと、学校の安全・安心をサポートするボランティア人材等の活用により、子どもたちが安全で安心な学校生活を送っています。**

評価指標

指標名	初期値	目指す方向
1. 大規模改修等による安全・安心な教育環境の整備を実施した学校数	0校(R6年度)	↗
2. ・学校施設、通学路の安全点検実施校の割合 ・児童生徒の生命や身体の安全を守るため、家庭・地域と連携した安全対策を講じている学校の割合	100%(R6年度) 100%(R6年度)	→

施策を取り巻く状況

- 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時における避難所としての役割も担う重要な施設であることから、国においては、老朽化が進む施設について財政面の支援を行いながら、市が作成する計画等に基づく施設改修を促進しています。
- 子どもたち誰一人取り残すことなく学習指導要領が示す資質・能力を育成するためには、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実しつつ、すべての子どもが学びにアクセスできる学校施設、教室環境、支援体制を構築することが求められています。
- 国における「食育の一層の推進」や「若者・子育て世代の負担軽減」の議論が進む中で、大阪府内においても中学校給食について、ほぼ全ての自治体が「全員喫食制」の実施又は移行を決定しています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 令和7(2025)年度現在、72棟ある学校施設のうち、63棟が築後40年以上となっていることから、施設の老朽化調査を踏まえた施設整備計画に基づき、計画的に施設改修を進めるとともに、中学校等(義務教育学校後期課程を含む)給食を「全員喫食制」へ移行するなど、時代に即した多様な教育活動に対応できる学習環境の整備が課題です。
- 登下校時には保護者や地域の方々の協力による見守り活動が行われています。学校内では、配慮を要する子どもへ学校介助員や看護師を配置しています。登下校時の見守り活動については、地域等での活動を継続していただくためのサポートや、新たな担い手の確保が課題です。また、児童虐待相談や不登校の件数が増加傾向にあるなど子どもを取り巻く状況は深刻で、課題は複雑化・多様化しており、誰一人取り残されない学びの保障に向けた取り組みが必要となっています。



主な取組

1. 学習環境の計画的な整備

- ・子どもたちの学校づくりのため、新設校は多様な学習内容や形態に対応できる学校づくりを進め、既設校においても同様に学習環境の質的向上を図るため、守口市立学校施設整備計画（令和3（2021）年3月策定）に基づき、計画的な学校施設の整備に取り組みます。整備にあたっては、児童生徒数の推移を的確に見極め、学校規模にも注視しながら整備します。
- ・平成30（2018）年度に発生した大阪北部地震や台風21号による被害の教訓から、専門業者による保守点検を定期的に行い、予防保全の観点を取り入れながら施設を適切に維持管理します。
- ・児童生徒の「健康・体力づくりの充実」に向け、中学校等給食を「全員喫食制」に移行することなどにより、発達段階に応じた食育を推進します。
- ・メディアセンターや学校図書館などの施設の整備や多様な学習形態に対応できるネットワークなど、探究的・協働的な学びを可能にする教室環境を構築します。

2. 安全・安心な環境づくりの推進

- ・危険箇所の点検や、地域の方々との協働体制による見守り活動を継続しつつ、警察や道路管理者をはじめとする関係機関との連携も深め、一層の通学路の安全確保に努めます。
- ・不登校児童生徒に対応する校内教育支援センターの活用や、障がいのある子どもたちが在籍する支援学級の各障がい種別に応じた適切な教室環境整備などを促進します。

もりグッド

本市2校目の義務教育学校を設置

令和●年に、八雲小学校と八雲中学校を統合し、さつき学園に続く本市で2校目の義務教育学校を設置します。新しい学校は、今後の学校教育の質を高め、新しい時代の学びに対応することはもとより、保護者や地域の方の活動のしやすさも考慮した設計としており、持続的で魅力ある学校教育の実現に向けた学習環境の整備と、地域とともに成長する学校の実現をめざします。



▲校舎イメージ（東面）

施策5 人権平和・多文化共生



5年後の守口像

- 1 人権問題・平和についての啓発活動を推進することにより、家庭、学校、地域、職場等あらゆる生活の場において、互いの人権を尊重する意識や行動が定着しています。また、子どもたちや若い世代に戦争の悲惨さや平和を尊ぶ意識が受け継がれています。
- 2 偏見や差別、ハラスメント、性の多様性など、様々な人権相談を受け付ける環境が整うことにより、市民が安心して暮らしています。
- 3 多文化共生意識の啓発や外国人のための日本語教室等の多文化共生の推進により、外国人住民が地域社会の一員として、暮らしやすい環境が整っています。

評価指標

指標名	初期値	目指す方向
1. 人権に関する講演会等の参加者数	1,056人(R6年度)	↗
2. 人権相談窓口の年間開設日数	175日(R6年度)	↗
3. 多文化共生に関する講座や日本語教室等の参加者数	3,924人(R6年度)	↗

施策を取り巻く状況

- ・ハラスメントや家庭内暴力(DV)、いじめ、子どもや高齢者への虐待、障がい者差別、部落差別、外国人差別、性的指向を理由とする差別、感染症を理由とした人権侵害など、様々な人権課題があります。また、インターネットによる人権侵害など、手段が多様化しています。
- ・戦争経験者の減少により、戦争の悲惨さや平和の尊さを語り継ぐことが難しくなっています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

1. 人権意識を高揚させるため、人権関係団体等との協働により、あらゆる施策において人権擁護の視点を据えて、課題を掘り起こしながら検討を重ねています。新たな人権問題への対応をはじめ、常に問題意識をもちながら、その解消に向けた取組を一層進めていく必要があります。また、戦争経験者が減る中で、平和社会を築く機運を保つための啓発活動の工夫が課題です。
2. 性的指向を理由とする差別やインターネットによる人権侵害など、人権問題に関する相談内容が複雑化しています。相談しやすい環境を整えていくことや、専門相談員の配置が必要です。また、窓口職員の相談対応の質をさらに高めていくことが課題です。
3. 地域社会で共に暮らしていくためには、多文化共生の地域づくりの重要性が増しています。誰もが安心して暮らせる地域社会を目指して、総務省の「地域における多文化共生推進プラン」を基本的な考え方としつつ、地域の特性、住民の理解の促進、外国人住民の実情・ニーズ等を踏まえ、外国人のための日本語教室や防災教室を開催しています。日本語教室の持続可能な運営に向けた人材確保や外国人が地域の一員として生活支援に関わり、共に支え合う環境づくりを関係団体と連携し推進していくことが課題となっています。



主な取組

1. 人権問題・平和に対する意識の醸成

- ・社会情勢の変化に即応した総合的な人権施策を推進できるよう、**市の人権に関する取り組み方針を明確にするため、必要に応じ「人権条例」の改正や「人権行政基本方針」を改訂し、市民の人権意識の高揚に取り組みます。**
- ・全ての人権が尊重され、差別のないまちづくりを推進するため、幅広い年齢層の参画が図られるように創意工夫した講演会等を実施します。
- ・市人権協会や市企業人権推進連絡会、人権擁護委員会等との連携・協力のもと、講演会をはじめ様々な啓発活動を実施し、**人権教育、啓発の推進を図ります。**
- ・**平和な社会の実現に向けて、核兵器の廃絶や戦争の悲惨さを次世代等に伝えていくため、工夫して啓発活動を実施します。**
- ・**女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、部落差別等、あらゆる偏見や差別をなくすため、学校の教育活動全体を通して、人権意識の醸成と人権教育の充実に取り組みます。**

2. セーフティネットとしての人権相談の実施

- ・人権が尊重され、安心して生活できる環境整備の一環として質の高い人権相談・女性相談・電話相談の充実を図ります。
- ・**配偶者等からの暴力（DV）や高齢者、障がい者への暴力、インターネットによる人権侵害など、さまざまな人権侵害に対して、関係機関と連携し、支援の充実を図ります。**

3. 多文化共生の推進に寄与する組織との連携・協働による施策の実施

- ・日本語学習支援に興味を持つ市民に対して、支援者養成講座を開催します。
- ・国際交流サロンでの外国人のための日本語教室を支援することで外国人材の共生や外国人住民の生活環境の整備に努めます。
- ・日本語学習支援者として活動しているボランティアがニーズの変遷に対応できるノウハウの向上のための講座を開催します。
- ・日本語教室を支えるボランティア団体と連携して、多文化共生の場づくりに努めます。
- ・外国人住民に関する防災対策のため、防災教室を関係課と連携し開催します。
- ・**人権を尊重し、自分らしく生きることができるよう多文化共生社会の実現を目指して、ヘイトスピーチの解消等の教育・啓発活動を実施します。**

もりグッド

ヒューマンライツフェスティバル

人権啓発活動の一環として人権意識の普及高揚を目指し、小・中学生から人権啓発作品を募集した上で人権啓発週間に入選作品を表彰するほか、様々な人権問題に関する専門的分野の著名人による講演を行っています。



▲ヒューマンライツフェスティバル



施策6 男女共同参画

5年後の守口像

- 多様な啓発活動を行うことにより、男女共同参画社会への理解が深まり、家庭や職場など様々な場面で、男女ともに家事や育児、仕事などの役割を担って、お互いを尊重し、誰もが自分らしく活躍しています。
- 若年層から高齢者までの幅広い年齢層からの日常の困りごとやDVなどの深刻な問題など多岐にわたる相談に対し、女性相談支援員、専門カウンセラーが問題の解決に向けて支援を行い、女性の不安が減っています。
- 地域活動や家庭生活、雇用、市政などあらゆる分野において、男女がともに公平、平等に参加・参画しています。

評価指標

指標名	初期値	目指す方向
1. 講演会等に参加して、男女共同参画について理解したと思う割合	57%(R6年度)	↗
2. 困難な問題を抱えた女性の相談対応件数	257件(R6年度)	↗
3. 守口市職員の女性管理職の割合	15.6%(R6年度)	↗

施策を取り巻く状況

- 社会のあらゆる分野において、男女対等の立場で参画機会を確保するとともに、職場、家庭、地域生活において、ライフイベントへの配慮を進め、ともに支えあい、それぞれの場面で男女がともにいきいきと活躍できる環境づくりが求められています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 一人ひとりの個性が尊重され、能力を発揮し、あらゆる分野への参画を促進するため、男女が互いの人権を尊重し、性別に基づく役割分担意識の解消を目指した啓発活動等を実施していますが、自らの意思によって女性が能力をさらに発揮することができるように、男女共同参画意識を醸成させることが課題です。
- 女性が抱える問題が多様化、複雑化、複合化している中、女性相談支援員、専門カウンセラーが相談を受け問題の解決に向けて支援を行っていますが、市民が常日頃から安心して暮らすことができるよう、相談体制の充実・強化が課題です。
- 豊かで活力ある社会の実現を図るために、あらゆる分野に女性が参画し、女性の個性と活力が十分に発揮されることが重要です。そのために、政策・方針決定過程への女性の参加促進に取り組んでいますが、男女共同参画が進んでいない分野を含めたあらゆる分野に、女性が活躍できる社会環境を目指して、市が率先して男女共同参画を具現化することが課題です。

主な取組

1. 男女共同参画に向けた学習機会の提供

- ・男女がともに個性と能力をさらに発揮することができるよう、ライフプラン、ワークライフバランス、子育て、**育児・介護休業と復職**、介護、ハラスメント、多様な性のあり方、**ジェンダーギャップの解消**などをテーマとする学習機会を充実します。
- ・ワークライフバランスを確立しやすい職場づくりや職場における男女共同参画を**推進**できるよう、企業に対する情報提供や助言、研修などの支援を行います。

2. 困難な問題を抱える女性への支援の推進

- ・困難な問題を抱える女性が安心して過ごし、活躍できるように、専門カウンセラーと女性相談支援員の役割分担のもと課題を検証し、解決に向けては関係機関と連携し、必要な支援が確実に届くよう体制等の充実を図ります。
- ・支援対象者を早期に把握できるよう、安心して相談できる環境づくりや関係機関との連携関係を構築します。

3. 市政における女性活躍の推進

- ・政策形成過程において男女の意見を把握するため、審議会・委員会等において男女のバランスを考慮した委員構成とします。
- ・政策形成や行政サービスの提供にあたって女性の視点を活かすため、女性職員の管理職への登用やワークライフバランスを確立しやすい職場づくり、女性活躍に関する職員研修を**採用後の早い段階から**実施します。
- ・多様な性のあり方等について職員の理解を深めるため、研修を行います。

もりグッド

男女共同参画週間記念のつどい

男女共同参画を推進していくために、ワークライフバランス、介護などをテーマとした講演会を開催しています。



▲男女共同参画週間記念のつどい



施策7 健康

5年後の守口像

- 1 楽しく生きがいをもって暮らすために「自分の健康は自分で守る」を自然に意識し、市民自らが主体的な健康づくり活動に取り組むことで健康寿命が延伸しています。
- 2 ライフステージに合わせた健診を受診することで、市民自ら生活習慣病をはじめとする疾病の予防ができています。また、かかりつけ医師・歯科医師・薬剤師の定着によって早期発見・早期治療につながっています。
- 3 こころの健康づくりについての情報を発信するとともに、支援者を育成し相談しやすい環境を作ることで、市民が悩みや不安を抱え込まず自分らしく暮らしています。

評価指標

指標名	初期値	目指す方向
1. 健康寿命	男 77.8 歳(R4 年度) 女 83.1 歳(R4 年度)	↗
2. 特定健康診査受診率	33.3%(R5 年度)	↗
3. 自殺者数	24 人(R6 年)	↘

施策を取り巻く状況

- ・急速に進展する少子高齢化や疾病構造の変化などに伴い、健康を取り巻く課題も複雑・多様化しており、生涯を通じての健康づくりを積極的に推進するための環境整備が必要となっています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

1. 健康増進計画のアンケート調査においては、「運動を定期的に行っている」と答えた人が、平成 29(2017)年度の 60%から令和 5(2023)年度に 66%、就労世代に限っても平成 29(2017)年度の 46%から令和 5(2023)年度に 57%と増加しています。しかし、健康づくりのための自主グループ参加者が固定化、高齢化しており、生活習慣病予防を含む健康づくりへの関心を高めるためには、健康情報の発信方法を工夫するとともに、取り組みやすい健康づくりの場を増やすことが課題です。また、健康寿命の効果的な延伸に向け、高齢者に対する保健事業と介護予防事業を一体的に実施できる効果的な体制の構築が必要です。
2. 市民健診等の受診者数が減少傾向にあることから、かかりつけ医で受診できる個別健診と保健センターでの集団健診の差別化を図り、市民の様々なニーズに対応できる健診体制を構築することが課題です。
3. 健康増進計画のアンケート調査においては、「悩みを抱えた時にためらわずに相談できない」と答えた人が、平成 29(2017)年度に 40%、令和 5(2023)年度に 42%となっており、生きづらさを抱えている人が、悩みや不安を抱えこまないようにするために、相談できる場や人を増やすとともに、多様な機関が実施する相談窓口の周知など、情報を発信していくことが課題です。



主な取組

1. 健康寿命の延伸

- ・ Well-being の観点から、関係部局が連携して健康寿命の延伸に向けた幅広い取組を進める中で、市民が「自らの健康は自らが築くもの」との意識を持ち、正しい生活習慣を身につけることができるよう、健診や医療データに基づく科学的な裏付けのある健康情報を広く提供します。
- ・ 健康意識の向上を図るために、運動・栄養・禁煙を重点項目とした健康教育を実施します。
- ・ 地域や保健、医療、福祉などの関係機関と連携し、健康づくりのための自主グループを育成・支援することにより、市民の主体的な健康増進の意識を醸成します。

2. 各種健（検）診の受診率の向上とかかりつけ医などの定着

- ・ 市民総合(特定)健康診査や歯科健康診査、がん検診の受診者を増やすため、利便性を向上させるとともに、個別案内や未受診者への受診勧奨を行います。
- ・ 守口市国民健康保険の被保険者については、特定健診・歯科健診の個別健診の導入により、新たにかかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つきっかけづくり及び定着化を図ります。
- ・ 各種健（検）診の精密検査未受診者や未治療者に対しては、かかりつけ医などの医療機関を受診するよう勧奨を行います。

3. 生きづらさを抱えている人への支援

- ・ 誰も自死に至ることがない社会を目指して、こころの健康づくりについての情報を発信するとともに公認心理師等による専門相談窓口を設置します。
- ・ わずかな兆候をも見逃すことがないように、その支援者を増やすために、ゲートキーパー研修（悩みのある人に気づき、声をかけ、話を聴いて、危険度をはかり、適切な機関や支援者につなぎ、見守る人を育成するための研修）を充実します。

もりグッド

歩こう会

健康教室に参加した市民が自主的に活動しているウォーキングの会です。毎月、季節を感じられる名所などを楽しみながら歩いています。また、1年に1回は10組のグループが集まり、ウォーキングや情報交換などの交流を通じて健康についての学びを深めています。



▲鶴見緑地公園までウォーキング

市民総合（特定）健康診査・歯科健康診査

市民の健康増進のため、15歳以上を対象に市民保健センターで健康診査を実施しています。40歳以上の国民健康保険の被保険者は、市民保健センターでの集団健診に加え、令和6（2024）年度からは医科・歯科ともに一部の個別医療機関でも受診できます。



▲市民総合（特定）健康診査

まちづくりの目標



施策8 地域福祉

5年後の守口像

- 1 様々な地域活動を通じて、全ての人が交流できるようになることで、地域住民が支え手と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティが育成されています。
- 2 包括的な相談支援体制の構築、また、つなぎ役（コーディネーター）の取組の充実により、複雑・複合的な課題を抱える対象者が、速やかに支援機関につながっています。
- 3 社会的な孤立から支援できる制度の確立により、支援を必要とする市民が生活に困窮することなく安心して生活しています。また、相談支援や就労支援のさらなる推進、健康管理支援などにより、多くの生活保護受給者が自立した生活を送っています。

評価指標

指標名	初期値	目指す方向
1. 小地域ネットワーク活動の参加者数	58,204人(R6年度)	↗
2. コミュニティソーシャルワーカーによる各機関へのつなぎ件数	2,304件(R6年度)	↗
3. 生活保護受給者のうち、就労支援対象者の就労支援事業参加率	73.5%(R6年度)	↗

施策を取り巻く状況

- ・国においては、地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、複合化・複雑化した生活課題への対応のため、断らない相談支援などの包括支援や多様な地域活動の普及・促進について、全ての人が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合う地域共生社会を実現するとしています。
- ・社会福祉法において、包括的な支援体制の構築の手段として重層的支援体制整備事業が規定されるなど、市町村において包括的な支援体制の推進が求められています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

1. 本市でも、単身世帯や核家族世帯の増加により、地域での人間関係が希薄化し、課題を解決していく地域力が弱まっています。地域住民が支え手と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成が課題です。
2. 高齢者、障がい者、子どもといった対象者ごとの各制度の整備が進む一方で、既存の縦割りのシステムに限界が生じ、法律や制度の狭間で十分な情報共有が図れず適切な支援につながらないケースがあります。複雑・複合的な課題に対して、福祉関係だけではなく多岐の分野にわたる多くの関係機関がワンチームとして協働する体制づくりが課題です。
3. 「くらしサポートセンター守口」を開設し、失業や病気、高齢化、家族の変化などにより生活が困窮した方に様々な支援を行っています。今後、これまで就労をしていなかった **ひきこもり状態にある人**を抱える世帯への早期介入や支援が課題です。また、生活保護受給者は、健康に向けた諸活動が低調である傾向にあり、生活習慣病の発病や重症化につながっています。生活保護受給者の健康意識向上のため、健康管理の支援が必要と思われる者を把握することや健診の受診を促すことが課題です。



主な取組

1. 「我が事」の意識の醸成

- ・地域住民の地域共生社会への意識、すなわち他人事ではなく「我が事」の意識を醸成するために、地域住民の地域活動に参加するきっかけづくりや、地域活動への関心を高め、参加を促します。
- ・地域共生社会を実現するため、地域の関係団体や学校との交流、世代間交流など多様な交流活動や、地域住民の参加と協働による支えあいの活動を推進します。

2. 包括的な相談支援体制の構築

- ・市民が抱える生活上の複合的な課題に対応するため、多機関協働のなかで、包括的に受け止める相談支援体制を構築します。
- ・複合的な課題を包括的に受け止める相談支援体制を構築するために、関連する機関との協議のもと、主につなぎ役（コーディネーター）を担う機関等を定めるとともに、コーディネーターの役割を広く周知します。
- ・介護保険制度における地域ケア会議や障がい分野の協議会などの各制度の枠組みを活用して、多機関協働の協議・検討の場を設けます。
- ・**包括的な相談支援体制の構築にむけて、庁内連携会議を開催し、社会福祉協議会や支援機関と議論を進めていきます。**

3. 生活困窮者等への支援

- ・生活に困窮し、就労支援を要する方に対して、就労支援相談員を通じてより丁寧に支援を行います。
- ・**ひきこもり状態にある人**に対して長期にわたる支援ができるように、居場所づくりの確保などの支援を充実させます。
- ・生活保護受給者のうち、これまで就労支援の対象外であった者に対しても支援できる体制を整備し、多様な働き方を通じた就労を支援します。
- ・傷病の重症化を予防するため、生活保護受給者に対して健診の周知・受診勧奨や保健指導を行うとともに、頻回受診者に対する適正受診指導等を徹底し、医療費の抑制・適正化を図ります。

もりグッド

コミュニティソーシャルワーカーによる福祉相談

生活上の問題を解決できるよう地域住民への支援を行うコミュニティソーシャルワーカーは、身近な場所で気軽に相談できるよう、社会福祉協議会のほか、曜日ごとに各コミュニティセンターや藤田事務所（藤田町4丁目20番1号）でも相談を実施しています。



▲藤田町にある藤田事務所



施策9 障がい者福祉

5年後の守口像

- 1 地域生活を支える体制整備や地域移行の促進により、障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができています。
- 2 障がい者に対する就労支援や日中活動の場の充実により、障がい者が生きがいを持って生活し、社会参加や余暇活動に取り組んでいます。
- 3 市民が障がいについて理解し、障がいのある人もない人も、誰もがかけがえのない個人として尊重され、ともに支えあい共生する社会が実現しています。

評価指標

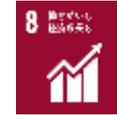
指標名	初期値	目指す方向
1. 基幹相談支援センター及び委託事業所の相談件数	5,789件(R6年度)	↗
2. 就労移行支援等を行う福祉施設の利用から一般就労に移行した障がい者数	35人(R5年度)	↗
3. 障がい者理解に係る講座等参加者数	2,475人(R6年度)	↗

施策を取り巻く状況

- ・ 障害者差別解消法の施行や障害者総合支援法の改正等により、障がい者（児）が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送れるよう、その障がいの特性や環境に応じた支援が求められています。
- ・ 今後は、障がい者理解の促進や権利擁護の取組を推進するとともに、障がい者の高齢化や親亡き後を見据えた支援の構築など多様なニーズへの対応が必要です。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

1. 自分らしい生活ができるよう、病院や施設ではなく**自宅**で家族と暮らしたり、**一人暮らし**をしたいというニーズがより一層高くなることから、在宅生活を支えるためのサービスの確保等**地域全体での支援体制の整備が課題**です。また、障がいのある人及び児童が地域で安心して暮らし続けるためには、障がいの重度化や高齢化、親亡き後にも切れ目無く支援を提供できる体制の構築が課題です。
2. 障がいや病気等により、働くことに不安があるとの声があがっています。また、社会参加にあたっては「地域においてどのような活動が行われているか分からない」「一緒に活動できる仲間がいない」との意見があります。**障がいの種類・程度を問わず、就労ができるような環境づくりが課題**です。
3. 障害者差別解消法の趣旨である「合理的配慮の提供」、「不当な差別的取扱いの禁止」については**民間事業者においても義務化されており、今後も障がいのある方が安心して過ごせるように、障がい理解を進めていくことが課題**です。障がい者への虐待も依然として多く、その背景として擁護者に虐待という認識がないケースがあり、**早期発見できるような体制を構築することが課題**です。



主な取組

1. 地域生活支援拠点等の整備

- ・障がいのある人及び児童並びにその家族が住みなれた地域で安心した生活が継続できるように、民間事業者等との連携により、「共生型サービス」を含む地域生活支援拠点等を整備しました。今後は、さまざまな障がいのある方のニーズに対応するため、地域のサービスの連携強化を目指します。

2. 就労支援・社会参加の充実

- ・障がい特性や適性に応じた就労支援を強化し、障がい者の多様な働き方を支援するとともに、障がい者の就労の場が増えるよう、市内企業等への啓発を行います。
また、就労している障がいのある方が、就労後、家族が帰宅するまで安心して過ごせる居場所を拡充できるよう取り組みます。
- ・障がい者が充実した社会参加や余暇活動ができるよう、デジタル化や ICT 等を活用した日中活動の場の充実や情報提供等の強化に取り組みます。

3. 障がい者理解の促進、権利擁護の充実

- ・障がい者に対する正しい理解が市民に広がるように、障害者差別解消法の内容をはじめとした障がい者理解のため、啓発や交流に関する取組を充実します。
- ・障がいの有無に関わらず、互いを尊重しあう社会の実現に向けて、民間事業者と協同し、権利擁護に関する取組を充実します。

もりグッド

「ふれあいのお店」の拡充

「ふれあいのお店」とは、障がいのある人たちが市内の支援事業所で作った商品を出張販売する事業です。本市では、障がいのある方の就労支援を拡充するため、守口市庁舎内の他に市のイベントや大型店舗と連携を行い、販路拡大に努めています。



▲ふれあいのお店



施策10 高齢者福祉

5年後の守口像

- 1 地域包括支援センターの機能強化を行い、高齢者が地域全体で支えられています。
- 2 認知症サポーターステップアップ講座の受講者が増えたことなどにより、認知症になった方が住み慣れた地域で「安心してすごせるまち守口」になっています。
- 3 介護予防の拠点である「通いの場」や身近な地域で主体的に活動する「さんあい広場」、地域包括支援センターが実施する介護予防教室への参加、さらに就労等を通じて、高齢者が可能な限り自立した生活を送ることができています。

評価指標

指標名	初期値	目指す方向
1. ・ 自立支援型ケア会議検討事例数 ・ 通所型サービスC利用人数	43 件(R6 年度) 108 人(R6 年度)	↗
2. ・ 認知症サポーター数 ・ 認知症サポーターステップアップ講座受講者数	10,637 人(R6 年度) 639 人(R6 年度)	↗
3. ・ 通いの場の確保・活用状況：通いの場箇所数 通いの場参加者数 ・ 介護予防教室の活用状況：介護予防教室開催数 介護予防教室参加数	307 箇所(R6 年度) 14,007 人(R6 年度) 174 箇所(R6 年度) 5,522 人(R6 年度)	↗

施策を取り巻く状況

- ・ 少子高齢化及びひとり暮らし高齢者のさらなる増加により、要介護及び認知症高齢者の増加が想定されます。また、それに伴って介護給付費の増大が懸念されます。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

1. 認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、支援を必要とする人のみならず、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることが必要です。今後も地域包括支援センターのさらなる機能強化や周知啓発に努めるとともに、自立支援型地域ケア会議の運営の円滑化に取り組むことが課題です。
2. 認知症に対する理解を深めることは、認知症の早期発見・早期治療・地域での見守り体制の構築につながります。地域住民や一部の小中学校、企業等に対する認知症サポーター※1養成講座を実施していますが、銀行やスーパーなど身近な企業に向けた講座の実施や、認知症サポーターステップアップ講座の受講者を増やし、活動の実践に繋げていくことが課題です。
3. 高齢化の進展に伴う後期高齢化率の上昇により、支援を必要とする高齢者が増加傾向にあります。高齢になっても、可能な限り自立した生活を送り、地域で元気に活動できるよう、介護予防の推進、自立支援及び重度化防止に向けた取組である「通いの場」、「さんあい広場」及び「介護予防教室」の利用促進や整備に向けた地域住民の意識の醸成が課題です。

※1 認知症サポーター
認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する応援者のこと。市や職場等で実施されている「認知症サポーター養成講座」を受講した人が「認知症サポーター」となる。

主な取組

1. 地域包括支援センターの機能強化

- ・地域包括支援センター職員の専門性の強化を図るため、研修会や職種間交流会を実施します。
- ・自立支援型地域ケア会議を専門職（多職種）と協働して開催し、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント※2を実践します。
- ・介護予防ケアマネジメントの強化により、介護予防の要である短期集中型の通所型サービス（利用に繋げ、自立を促進し、元気な高齢者を増やします。

2. 認知症サポーターの養成とステップアップ

- ・認知症サポーターをおおよそ人口比 10%にするため、小学校の全児童に対して、小学校教育修了までに、認知症サポーター養成講座を実施します。
- ・認知症サポーターに対して、さらに認知症に関する理解を深めるとともに、認知症カフェ等での活動に繋がるように、次の段階の認知症サポーターステップアップ講座を実施します。
- ・認知症カフェを継続的に実施できるように、運営者間での情報共有や運営者の知識・技術の向上を図る場として認知症カフェ運営者の連絡会を開催します。

3. 通いの場等の活性化

- ・介護予防の推進、自立支援及び重度化防止を図るため、地域の介護予防の拠点である「通いの場」の開催場所を増やします。また、参加者数の拡大や、さらなる進展・継続に向けて、それぞれの地域の通いの場で活動するボランティア等が情報共有できるよう、通いの場交流会を開催します。
- ・さんあいの3つのテーマである「ふれあい」「語り合い」「助け合い」の意識を醸成するため、「さんあい広場」活動の支える側の運営体制を支援します。
- ・リハビリテーション専門職や栄養士、歯科衛生士など、専門職の介護予防教室への参画を促進し、より効果的な教室の開催と高齢者の介護予防の意識向上に努めます。
- ・就労に対して生きがいを感じる高齢者が働く機会を確保できるよう関係機関と連携します。

もりグッド

通いの場

『通いの場』とは、住民同士が気軽に集い、一緒になって内容を企画し、活動内容を決め、ふれあいを通して「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる場です。また、カラコロ体操などの介護予防のための活動をする場でもあり、場所は、個人の家や集会所など、みんなが通いやすい場所が「会場」となります。『通いの場』に参加し楽しむことが、高齢者の新しい生活習慣として定着すると、さらに地域が活性化し、支えあいが広がります。



▲通いの場の活動

認知症カフェ

「認知症カフェ」は、認知症の人やその家族、専門家、地域住民などが気軽に集まり、交流や情報交換、悩み事を共有するための場です。カフェのようなリラックスした雰囲気の中で、認知症に関する相談が受けられます。

認知症カフェ▶



※2介護予防ケアマネジメント

介護が必要な状態（要介護）になることを可能な限り防ぎ、もし要支援・要介護状態になっても、状態が悪化しないように高齢者自身が地域において自立した日常生活を送ることができるよう支援すること。